



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政管理課) 5
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政管理課) 6
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (職員厚生課) 7
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 8
- 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (環境整備課) 15
- 沖縄県動物愛護管理員設置条例 (自然保護課) 16
- 沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (福祉政策課) 17
- 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例 (青少年・子ども家庭課) 30
- 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) 35
- 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (保健医療総務課) 35
- 沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例 (保健医療総務課) 36
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (衛生薬務課) 37
- 沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例 (衛生薬務課) 38
- 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例 (流通・加工推進課) 38
- 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (森林管理課) 56
- 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例 (産業政策課) 58
- 沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例 (中小企業支援課) 58
- 沖縄県公立大学法人評価委員会条例 (文化振興課) 59
- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (文化振興課) 60
- 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (道路街路課) 61
- 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例 (都市計画・モノレール課) 62
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市計画・モノレール課) 64
- 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業局経理課) 65
- 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例 (企業局配水管理課) 66
- 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例 (企業局配水管理課) 67
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁学校人事課) 67
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) 68
- 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例 (監査委員事務局監査課) 68

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第5号)
 - 1 病院事業局の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
 - 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員を定数外の職員とすることとした。(第4条関係)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。(第1条、第3条及び第4条関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第6号)

沖縄県条例第18号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者（第4条—第8条）

第2節 仲卸業者（第9条）

第3節 売買参加者（第10条—第12条）

第4節 関連事業者（第13条—第15条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第16条—第35条）

第4章 市場施設の使用（第36条—第43条）

第5章 監督（第44条—第47条）

第6章 運営協議会（第48条）

第7章 雑則（第49条—第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県が設置する卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する卸売市場をいう。以下この条及び次条において同じ。）について、法第4条第4項に規定する事項その他必要な事項を定め、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化並びに卸売市場の充実を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

（卸売市場の名称及び位置）

第2条 卸売市場の名称は、沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）とする。

2 市場の位置は、浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売業者 次条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (3) 仲卸業者 第9条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。
- (4) 売買参加者 第10条第1項の規定による知事の承認を受けて、市場において卸売を受け、又は仲卸業者から買い受ける者をいう。
- (5) 取引参加者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において売買取引を行う者をいう。
- (6) 関連事業者 第13条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場の機能の充実に図り、又は市場の利用者に便益を提供する業務を市場内の施設において営む者をいう。

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

第4条 市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」という。）を行おうとする者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び名称
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 前項の許可を受けて卸売業務を行おうとする取扱品目の部類

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなった日から3年を経過しない者であるとき。

- (3) 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。
- (4) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者
 - ウ 市場の仲卸業者の役員又は使用人
 - エ 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員であった者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から3年を経過しないもの
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (5) 卸売業務を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

4 前項に定めるもののほか、知事は、第1項の許可をすることによって、卸売業者の数が規則で定める最高限度の数を超えるときは、同項の許可をしてはならない。

（卸売業務の許可の取消し）

第5条 知事は、卸売業者が前条第3項各号（第1号、第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、卸売業者が正当な理由がないのに、前条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に卸売業務を開始せず、又は30日以上引き続きその卸売業務を休止したときは、同項の許可を取り消すことができる。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第6条 卸売業者が事業（市場における卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたとき

は、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第6条第1項又は第2項の承認の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業務の開始等の届出）

第7条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を廃止したとき。

(3) 第4条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

（せり人の届出等）

第8条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人の氏名、生年月日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、30日以内に、当該届出のあった卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付するものとする。

3 せり人は、卸売のせりを行うときは、前項のせり人章を着用しなければならない。

4 卸売業者は、せり人が卸売のせりを行わなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を遅滞なく、知事に届け出、かつ、第2項のせり人章を返還しなければならない。

第2節 仲卸業者

第9条 市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売しようとする

る者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項から第4項まで（第3項第4号エを除く。）の規定は前項の許可について、第5条から第7条までの規定は仲卸業者について準用する。この場合において、第4条第3項第4号ウ中「仲卸業者」とあるのは、「卸売業者」と読み替えるものとする。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第10条 市場においてせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 前項の承認を受けて卸売を受けようとする取扱品目の部類

- 3 知事は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 次条又は第47条第1項第3号の規定により第1項の承認を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。
- (3) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 卸売の相手方として必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第11条 知事は、売買参加者が前条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

(廃止等の届出)

第12条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により卸売を受けることを廃止したとき。
- (2) 第10条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第13条 市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する次に掲げる業務（以下この節において「関連事業」という。）を市場内の施設において営もうとする者は、業務の種類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 市場における取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売をする業務、市場の取扱品目の生鮮食料品等の保管、貯蔵、運搬等をする業務その他市場の機能の充実を図るものとして規則で定める業務
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務

2 第10条第2項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項第3号中「卸売を受けようとする取扱品目の部類」とあるのは、「営もうとする業務の種類及び内容」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条又は第47条第1項第4号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。
- (4) 関連事業を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(関連事業の許可の取消し)

第14条 知事は、関連事業者が前条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 第5条第2項の規定は、関連事業者について準用する。

(関連事業の開始等の届出)

第15条 第7条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第3号中「第4条第2項第1号又は第2号」とあるのは、「第13条第2項において準用する第10条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(差別的取扱いの禁止)

第16条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果の公表等)

第17条 知事は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第3条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時までに公表しなければならない。

2 卸売業者は、省令第5条に規定する方法により、取扱品目、生鮮食料品等の引渡しの方法その他の同条に規定する事項について、公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、省令第8条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時までに公表し、かつ、知事に報告しなければならない。

(卸売業者の売買取引の方法)

第18条 卸売業者は、規則で定める生鮮食料品等の品目ごとのせり売若しくは入札又は相対取引の方法により、卸売業務を行わなければならない。

(売買取引の原則)

第19条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(決済の方法)

第20条 取引参加者は、売買取引を行う場合は、支払期日、支払方法その他の規則で定める決済の方法により、決済を行わなければならない。

(受託拒否の禁止)

第21条 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者の事業報告書等の提出)

第22条 卸売業者は、省令第7条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に規定するものが記載された部分に限る。）について、閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを同条第2項に規定する方法により閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、財産の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第23条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告)

第24条 卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(受託物品の即日販売)

第25条 卸売業者は、規則で定める時まで受領した受託物品（出荷者から卸売のための販売の委託を受けた生鮮食料品等をいう。第30条において同じ。）をその日に卸売をしなければならない。ただし、委託者の指図がある場合又は知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(委託手数料の額)

第26条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、取引金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。以下同

じ。)に取扱品目ごとに規則で定める率を超えない範囲内で卸売業者が定める率を乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額とする。

(委託手数料以外の金銭等の收受の禁止)

第27条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から前条に規定する委託手数料以外の金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならない。

(卸売に係る販売代金の変更の禁止)

第28条 卸売業者は、卸売に係る販売代金を変更してはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(受託契約約款の届出)

第29条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、これを速やかに知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(販売前における受託物品の検収)

第30条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちに当該受託物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをする受託物品を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の品目、数量、等級、品質等について相違を認めるときは、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員の確認を受け、その結果を委託者に報告しなければならない。ただし、委託者又はその代理人が受託物品の受領に立ち合い、承諾した場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、受託物品について相違を認めるときは、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受けなければ、委託者に対抗することができない。

(仲卸業者の販売の委託の引受けの禁止)

第31条 仲卸業者は、市場における業務については、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内にこれを知事に提出しなければならない。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告)

第33条 仲卸業者は、卸売業者以外の者から第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を買って受けて市場内の店舗において販売したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第34条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売が談合その他不正な行為があると認めるときは、その売買取引（卸売業者にあつては、販売の委託の引受けを含む。）を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を命ずることができる。

2 知事は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買取引を差し止めることができる。

(1) 売買取引について不正又は不当な行為をしたと認められるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第35条 知事は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 知事は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定等)

第36条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他使用条件は、知事が指定する。

2 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場施設の管理上支障があると認められるとき。

(工作物の設置等)

第37条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（次条から第43条までにおいて「使用者」という。）は、その使用する市場施設に工作物その他の設備を設置し、又は市場施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第38条 使用者は、市場施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定又は許可の取消し等)

第39条 知事は、市場施設の使用に関し使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を取り消し、又は市場施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 使用の指定又は許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第36条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第40条 知事は、市場内における放置物件が市場施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第41条 使用者は、市場施設の使用を終えたとき、又は第36条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可を取り消されたときは、直ちに市場施設に設置した工作物その他の設備を撤去し、市場施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第42条 使用者は、その使用に際し、市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、

これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用料等)

第43条 使用者は、別表に掲げる金額の範囲内において規則で定める使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納付しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 月額による使用料 その月分を毎月25日

(2) 月額による使用料以外の使用料 その月分を翌月25日

2 知事は、公益上特別の必要があると認められるときその他規則で定める特別の理由がある場合は、前項の使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、公用又は公共用に供するため、その使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 使用者が市場において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事が指定するものは、使用者の負担とする。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 監督

(報告及び検査)

第44条 知事は、この条例（第2章及び第3章の規定に限る。以下この章及び第54条において同じ。）の施行に必要な限度において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第45条 知事は、取引参加者及び関連事業者に対し、市場における公正な取引を確保するため必要があると認めるときは、第3章に定める市場における業務に関し遵守すべき事項（次条第1項において「遵守事項」という。）に従った売買取引が行われるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第46条 知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に従った売買取引が行われていないと認めるときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、相当の期限を定めて、遵守事項に従った売買取引を行うべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第47条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずるほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸業者が行う業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第10条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 関連事業者 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る関連事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

- 2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずるほ

か、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても前項の規定を適用する。

第6章 運営協議会

第48条 市場の業務の運営に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議を行わせるため、沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下この条において「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

（卸売業務の代行）

第49条 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった生鮮食料品等について、自らその卸売業務を行うものとする。

（無許可営業の禁止）

第50条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。

（市場への出入等に関する指示）

第51条 市場に出入りし、市場施設を使用し、又は物品を搬入し、搬出し、及び市場内において運搬する者は、知事の指示に従わなければならない。

- 2 知事は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

（市場の秩序保持等）

第52条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 知事は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第53条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(過料)

第54条 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。

(沖縄県卸売市場審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 沖縄県卸売市場審議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第7号）

(2) 沖縄県卸売市場条例（昭和48年沖縄県条例第8号）

(3) 沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例（昭和55年沖縄県条例第10号）

(沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項第3号の規定による廃止前の沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例第1条の規定により置かれた沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下「旧協議会」という。）は、改正後の沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第48条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第48条第3項の規定により、同条第1項の規定により置かれた協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（卸売業者に関する経過措置）

5 新条例第4条第1項の規定による卸売業務の許可、新条例第8条第1項の規定によるせり人の届出、新条例第29条の規定による受託契約約款の届出及び新条例第36条第1項の規定による市場施設の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

（保証金に関する経過措置）

6 知事は、この条例の施行の際現に改正前の沖縄県中央卸売市場条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項、第20条第1項、第32条第1項又は第70条第3項の規定により預託されている保証金を、新条例の施行後遅滞なく、当該保証金を預託した卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は旧条例第70条第2項の許可を受けた者に返還しなければならない。

（仲卸しの業務の許可等に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受け、旧条例第25条第1項第1号の規定による仲卸しの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第1項の許可を受け、同条第2項において準用する新条例第7条第1号の規定による仲卸業者が行う業務を開始した旨の届出をしたものとみなす。

（売買参加者の承認に関する経過措置）

8 この条例の施行の際現に旧条例第27条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に新条例第10条第1項の規定による売買参加者の承認を受けたものとみなす。

（関連事業の許可等に関する経過措置）

9 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項の規定による第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受け、旧条例第35条第1項第1号の規定によるこれらの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第13条第1項の規定による関連事業の許可を受け、新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定による関連事業を開始し

た旨の届出をしたものとみなす。

(仲卸しの業務及び関連事業の休止に関する経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項第1号又は旧条例第35条第1項第1号の規定による仲卸しの業務又は第1種関連事業若しくは第2種関連事業を休止した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第2項において準用する新条例第7条第1号又は新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定によるこれらの業務を休止した旨の届出をしたものとみなす。

(市場施設の使用指定に関する経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に旧条例第70条第1項の規定により知事がした市場施設の指定(卸売業者に係るものを除く。)は、施行日に新条例第36条第1項の規定により知事がした市場施設の指定とみなす。

(市場施設の使用許可に関する経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に旧条例第70条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けている者は、施行日に新条例第36条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けたものとみなす。

(知事がした命令に関する経過措置)

- 13 施行日前に旧条例第79条第1項、第2項及び第4項の規定により知事が施行日以後の日を終期とする期間を定めてした命令は、施行日に新条例第47条各項の規定により知事がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めてした命令とみなす。
- 14 施行日前に旧条例第79条第3項の規定により知事がせり人に対してした命令の効力については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 15 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第43条関係)

種別		金額
卸売業者市場 使用料	青果部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 350円
	花き部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 350円

		積1平方メートルにつき月額 640円
仲卸業者市場 使用料	青果部	第33条の規定によりその月の販売した金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下「販売金額」という。）の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 2,640円
	花き部	販売金額の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 1,680円
倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき月額 1,720円
	花き部	1平方メートルにつき月額 1,210円
冷蔵庫使用料		1式につき月額 3,638,000円
加工施設使用料		1平方メートルにつき月額 2,170円
関連事業者市場使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
銀行事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
関係業者・団体事務所 使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
統計情報事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
敷地使用料		1平方メートルにつき月額 50円
搬送機械使用料		構内運搬車1台につき月額 15,000円
		フォークリフト1台につき月額 84,000円

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

